

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
828	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができるものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。その際、学生の教育環境等に適切に配慮できるよう、特区の活用事例における状況を踏まえ、弊害の予防措置について、その要件を一層明確化し、必要最小限のものとする。	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第35条 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第27条第2項	平成25年1月1日施行	文部科学省
829	空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができるものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。その際、学生の教育環境等に適切に配慮できるよう、特区の活用事例における状況を踏まえ、弊害の予防措置について、その要件を一層明確化し、必要最小限のものとする。	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第34条 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第27条第1項	平成25年1月1日施行	文部科学省
1303	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業	有害鳥獣捕獲の許可申請の取扱いについては、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、特区内では「銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網猟免許及びわな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網猟免許及びわな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。この場合、網猟免許及びわな猟免許を受けていない者は、網猟免許及びわな猟免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。」と定めたところである。	全部	有害鳥獣捕獲の許可申請の取扱いについて、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の変更を行い、法人に対する許可に当たっては、「銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。」と定めた。	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針の一部を変更する件（平成23年9月5日付け環境省告示第59号）	平成23年9月5日施行（措置済）	環境省